

次々と契約させる

## 次々販売



### 主な商品・サービス

ふとん類、和服、健康食品、浄水器、アクセサリー など

### こんな手口に注意!

病気や健康に対する不安につけこみ、「病気になる」「病気が治る」などと言って健康食品を高額で契約させます。複数の業者が自宅を訪れて、家庭用電気治療器など健康に関する商品を次々と契約させる悪質なケースもあります。

### 助言

- ◆健康食品は病気を治す薬ではありません。
- ◆販売員が嘘の説明をしたり、大げさな説明をすることもあるので、話をうのみにしないようにしましょう。
- ◆本当に必要なものか、よく考えてから契約しましょう。

得した気分にして、最後に高額商品を売りつける

## 催眠(SF)商法



### 主な商品・サービス

家庭用電気治療器具、ふとん類、健康食品 など

### こんな手口に注意!

「粗品をプレゼントします」と引換券を渡したり、「健康に関する講習会を開く」「新商品を紹介する」などと言って会場に人を集め、日用品を無料で配り、得した気分にして雰囲気盛り上げてから、言葉巧みに高額商品を売りつけます。また、会場に閉じ込められて、強引に契約を迫られる場合もあります。

### 助言

- ◆タダより高いものはありません。
- ◆プレゼントにつられて、安易に会場に行かないようにしましょう。雰囲気に吞まれて冷静な判断ができなくなります。

「当選した」のダイレクトメール

## 海外宝くじ

おめでとうございます。  
海外宝くじで100万円  
当たりました。  
手数料を4千円払って  
ください。

えっ  
100万円  
当たった？



こんな手口に注意!

突然、「当選した」「当選確実」というダイレクトメールが届き、手数料とクレジットカード番号を記入して返信すると、多額の当選金が受け取れると誘います。

### 助言

- ◆申し込んでもいないのに当選することはありません。甘い話に乗らないようにしましょう。
- ◆クレジットカード番号等は絶対に教えないようにしましょう。
- ◆国内での海外宝くじの発売、取次ぎ、受け渡しは刑法187条の違法行為になるので、申し込まないようにしましょう。

## 消費者被害にあわないための6か条

日ごろからこの6か条を守り、悪質商法の被害を未然に防止しましょう。

- 1 見知らぬ訪問者には注意して、家にいれない
- 2 知らない人の話し相手になったり、預貯金・年金・健康状態などのプライバシーは教えない
- 3 必要がなければ「いいえ」ときっぱり断る
- 4 その場で契約したり、お金を渡さず、落ち着いてよく考える
- 5 契約する前に、契約書や説明書をよく読む
- 6 家族や友人など信頼できる人に相談する



いいえ！  
必要  
ありません！

電話勧誘も  
きっぱり  
断りましょう



訪問販売や電話勧誘販売などの契約解除には

# クーリング・オフ制度を利用しましょう

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、契約書を受け取った日から8日間(いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間)であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

## クーリング・オフの効果

- ◆支払った金額は全額返金されます。
- ◆商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。
- ◆すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

## クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。
  - 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
  - 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領書と一緒に大切に保管しましょう。
  - クレジット契約している場合には、クレジット会社へ書面を送りましょう。
- ※内容証明郵便で出す方法もあります。

### 【はがき記入例】

郵便はがき

契約解除通知書

住所 氏名 平成〇〇年〇月〇日

商品名 契約金額 販売会社名

書面受領日 平成〇〇年〇月〇日

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

右記日付の契約は解除します。なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

〇〇株式会社 担当者〇〇〇氏

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表者様

**あきらめないで**

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してください。

## クーリング・オフできない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引、3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分、自動車・自動車リース、葬儀サービスなど。

### 過量販売（訪問販売に限る）

平成21年12月1日以降、訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができる制度ができました。困ったときはご相談ください。



## まわりの方々の見守りが 高齢者の消費者被害を防ぎます。

高齢者の方は、優しくされたり親切にされたりすると、まさか自分がだまされているとは気づきません。また、だまされたとわかって「恥ずかしい」「だまされた自分が悪い」と自分を責め、誰にも相談しない場合が少なくありません。

高齢者の方に、悪質商法・振り込め詐欺に気をつけ、被害にあわないよう、また、被害にあってしまったらすぐに相談するようお願いください。



### 気づきのポイント

外出が増えた、電話を取るのを敬遠する、憂鬱そうな様子・お金に困っているような様子が見られる、見慣れない人が頻繁に出入りしている、見慣れないダンボールや多くの新しい品物がみられるなどです。

## 困った時は早めに相談しましょう

原則ご本人からですが、場合によってはご家族などからの相談もお受けします。

	消費生活相談窓口	電話番号	受付時間
県	中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	月～金9:00～16:30/土・日9:00～16:00
	尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	月～金9:00～16:30
	海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	月～金9:00～16:30
	知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	月～金9:00～16:30
	西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	月～金9:00～16:30
	豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	月～金10:00～17:30
	新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	月～金9:00～16:30
	東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	月～金9:00～16:30
市町村	名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671 土・日(052) 222-9690	月～金9:00～16:15 土・日9:00～16:15(電話のみ)
	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305	月～金10:00～12:00/13:00～16:30
	岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	月～金9:00～16:00
	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185	月～金9:00～16:30
	春日井市市民生活課消費生活相談	☎ (0568) 85-6616	月～金10:00～12:00/13:00～15:00
	豊川市消費生活センター	☎ (0533) 89-2238	月～金9:00～12:00/13:00～16:00
	豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	毎日10:00～17:45 (12/29～1/3、5/3～5/5 とその前後に連続する土・日・祝を除く)
	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101	月～金10:00～12:00/13:00～16:30

※市町村消費生活相談窓口は、それぞれの市内にお住まいの方又はお勤めの方を対象としています。

あなたの最寄りの消費生活相談窓口を記入しましょう

